

平塚市介護職員初任者研修等受講促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護事業所における介護人材の確保・定着を図るため、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する介護福祉士実務者研修を修了した者に対し、当該研修の受講料の一部を、予算の範囲内で補助することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所並びに同法に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設のうち本市に所在するものをいう。
- (2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)(以下「規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (3) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することを目的とした研修をいう。
- (4) 研修 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修をいう。
- (5) 補助対象受講料 研修の受講料(テキスト代その他の実費が別途掛かる場合は、その額を除く。以下同じ。)のうち、他の機関等から当該研修の受講料について補助を受けた場合にあつては、その補助に係る金額を除いたものをいう。
- (6) 就労 介護事業所と直接の雇用契約を締結し勤務することをいう。

(補助対象)

第3条 この要綱において補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、申請時点で本市の市税を滞納している者は、補助対象者としなない。

- (1) 介護職員初任者研修もしくは介護福祉士実務者研修修了後6か月以内に介護事業所に新たに就労した後、引き続き就労期間が6か月を経過し、補助金交付申請時に引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労している者
- (2) 介護職員初任者研修もしくは介護福祉士実務者研修修了時点で介護事業所に就労しており、その後引き続き就労期間が6か月を経過し、補助金交付申請時に引き続き同一法人が運営する介護事業所等に就労している者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、この補助金の額の算出に当たり、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象受講料の2分の1の額。ただし、補助上限額は下記のとおりとする。
介護職員初任者研修 上限35,000円
介護福祉士実務者研修 上限50,000円

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市介護職員初任者研修等受講促進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 領収書その他の研修の受講料を支払ったことが確認できるもの
(2) 他の機関等から当該研修の受講料について補助を受けた場合にあっては、その補助に係る額が確認できるもの
(3) 研修修了証明書その他の研修を修了したことが確認できるもの
(4) 就労証明書その他の介護事業所での就労状況及びその期間が確認できるもの
(5) 市税の納税状況の閲覧に係る同意書又は市税完納証明書(当該申請時において本市に対する納税義務を課されている者に限る。)

(補助金の申請期間)

第6条 前条に規定する申請書を提出するときは、第3条各号のいずれかに該当した日から、その日が属する月の3月後最終開庁日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、平塚市介護職員初任者研修受講促進事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(事業実績報告書)

第8条 規則第11条第1項に規定する事業実績報告書の提出は、第5条に規定する申請書及び添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、請求振込依頼書(第3号様式)により、補助金の支払を市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補助対象からの排除)

第11条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものは、補助対象者とししないものとする。

2 市長は、交付決定者が前項に該当する場合は、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金の交付申請をした者又は交付決定者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、平塚市介護職員初任者研修受講促進事業補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、同日後もなおその効力を有する。